

労働保険の保険料の徴収等に関する法
律の規定に基づき雇用保険率を変更す
る告示案概要

労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき
雇用保険率を変更する告示の制定について

1 趣旨

- 平成 24 年度の雇用保険率については、失業等給付に係る保険料率について、積立金の状況を勘案し、原則 14/1000 であるところ、弾力条項（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）第 12 条第 5 項）により 10/1000 に引き下げることから、雇用保険率を告示する必要がある。

2 告示の概要

- 平成 24 年度の雇用保険率について、13.5/1000（※）（農林水産業及び清酒製造業については 15.5/1000、建設業については 16.5/1000）とする。

※ 失業等給付に係る保険料率（10/1000）と二事業に係る保険料率（3.5/1000）を加えたもの

<平成 24 年度の雇用保険料率>

（ ）内は平成 23 年度

	雇用保険料率	失業等給付に係る保険料率	雇用保険二事業に係る保険料率		雇用保険二事業に係る保険料率 （事業主負担）
			（労働者負担）	（事業主負担）	
一般の事業	13.5/1000 (15.5/1000)	10/1000 (12/1000)	5/1000 (6/1000)	5/1000 (6/1000)	3.5/1000 (3.5/1000)
農林水産・清酒製造業	15.5/1000 (17.5/1000)	12/1000 (14/1000)	6/1000 (7/1000)	6/1000 (7/1000)	3.5/1000 (3.5/1000)
建設業	16.5/1000 (18.5/1000)	12/1000 (14/1000)	6/1000 (7/1000)	6/1000 (7/1000)	4.5/1000 (4.5/1000)

3 告示日

平成 24 年 1 月 25 日（予定）

4 適用日

平成 24 年 4 月 1 日